

裁定関係書類の閲覧制限

産業構造審議会知的財産分科会 第48回特許制度小委員会
令和4年11月21日

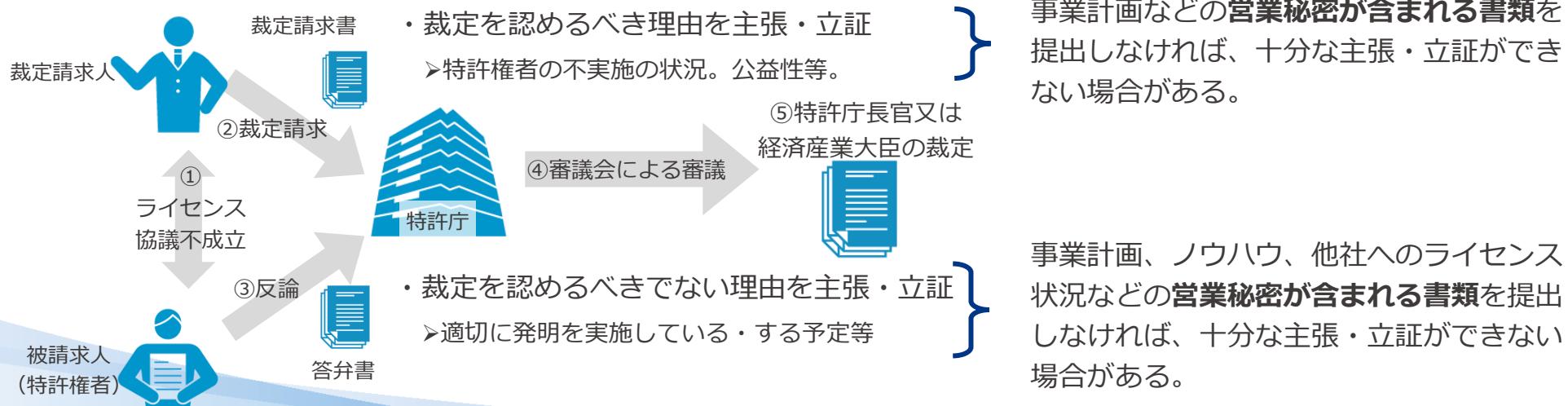


裁判制度の課題：書類の閲覧制度

- 裁判制度は、第三者からの裁判請求に対して、特許庁長官又は経済産業大臣の裁判により、権利者の同意なく、第三者にその特許発明等の通常実施権を設定し得る制度。
- 現行法では**裁判関係書類は閲覧制限の対象外**(特186条、意63条)。
裁判事件の当事者以外も、何人も書類の閲覧が可能。
- 裁判判断に関わる**営業秘密の重要証拠の提出を当事者が控えることにより、妥当な裁判判断が阻害される可能性**があるのではないか。

裁判は3種類

不実施	特許発明等の実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていないとき	特83条、実21条
利用関係	特許発明等が他人の特許発明等を利用するものであるとき	特92条、意33条、実22条
公益目的	特許発明等の実施が公共の利益のため特に必要であるとき	特93条、実23条



対応の方向性

▶ 営業秘密を含む裁定関係書類を閲覧制限の対象に追加する※（特186条1項等）

※なお、判定については、平成30年改正により営業秘密を含む関係書類の閲覧制限対応済み

▶ 検討事項

閲覧制度は手続の公正性・透明性の確保が目的で、**書類は公開が原則。**

しかし、**無効審判・判定の書類であつて営業秘密を含むものが現行法の閲覧制限対象であることを考えると、営業秘密を含む裁定関係書類を閲覧制限対象とすることは許容されるのではないか。**

（参考）特許庁政策推進懇談会での議論

裁定関係書類を閲覧制限対象に追加することについては、異議無し。

＜参考条文＞

(証明等の請求)

第百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 願書、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。)又は第六十七条の五第二項の資料
- 二 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの
- 三 拒絶査定不服審判に係る書類(当該事件に係る特許出願について特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。)
- 四 特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの
- 五 個人の名譽又は生活の平穏を害するおそれがあるもの
- 六 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

2 略

3 略

4 略